

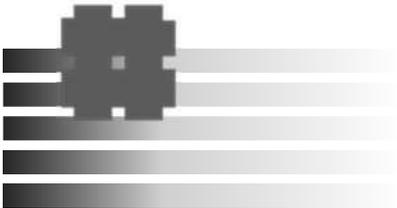
# 事業所等運営に関する 基本的な事項について (報酬請求等)



# 介護給費等算定に係る体制等に関する届出について

届出に係る加算等（算定される単位数が増えるものに限る。）については、利用者や指定相談支援事業所等に対する周知期間を確保する観点から、届出が毎月15日以前になされた場合には翌月から、16日以降になされた場合には翌々月から算定を開始することができます。

共同生活援助の住居追加や定員増に関しては、12月に開始する場合、体制届は12月1日異動とし、変更届と合わせて前月の11月15日までに提出をお願いします。



# 減算について

加算等が算定できない状況が生じた場合又は加算等が算定できなくなることが明らかかな場合は、速やかにその旨を届出てください。

また、この場合において届出を行わず、請求を行った場合は不正請求となり、支払われた給付費は不当利得となるので、事業所は過誤調整若しくは返還措置を講ずることとなり、悪質な場合は指定の取消や効力停止処分となります。

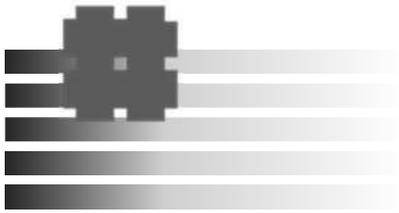


# 人員欠如減算について

## 共同生活援助、短期入所

### ①生活支援員、世話人等の欠如

| 欠如事由  | 減算対象期間             |
|---|--------------------|
| 人員基準上必要とされる員数から1割を超えて減少した場合(月単位)                        | 翌月から解消されるに至った月まで減算 |
| 日中サービス支援型共同生活援助で夜間支援員が2日以上連続で欠如した場合もしくは1月のうちに4日以上欠如した場合 |                    |
| 人員基準上必要とされる員数から1割の範囲内で減少した場合                            | 翌々月から解消に至った月まで減算   |



## ②訪問系サービスの人員欠如について

訪問系サービスの従業者の基準である常勤換算2.5以上を割る場合や、必要なサービス提供責任者数を配置できない場合、減算はありませんので、事業の休止もしくは廃止のどちらかを検討し、届出てください。



# 人員基準と平均利用者数の考え方

それぞれのサービスによって配置すべき人員の基準が決められており、人員の充足を確認する方法として重要なのが、平均利用者数です。  
平均利用者数に応じた人員を配置し適切な報酬区分で請求できているか、毎月確認する必要があります。

$$\begin{array}{|c|} \hline \text{利用者総数} \\ \hline \end{array} \div \begin{array}{|c|} \hline \text{事業所} \\ \text{開所日数} \\ \hline \end{array} = \begin{array}{|c|} \hline \text{平均利用者数} \\ \hline \end{array}$$

## 注意

事業所開設からどれだけの期間経過しているかによって、いつからいつまでの利用者総数をいつからいつまでの事業所開所日数で除するのか、違いがあります。

GIFU CITY

①開設から6か月未満の事業所

→定員の90%を平均利用者数とします

②開設から6か月以上1年未満の事業所

→直近6か月の平均を平均利用者数とします

例

R5.12.1開所の事業所 定員10人

|       | 12月 | 1月 | 2月 | 3月 | 4月 | 5月 | 6月 | 7月  | 8月  | 9月  | 10月 | 11月 |
|-------|-----|----|----|----|----|----|----|-----|-----|-----|-----|-----|
| 総利用者数 | 20  | 40 | 40 | 66 | 66 | 80 | 88 | 110 | 110 | 110 | 136 | 136 |
| 総開所日数 | 20  | 20 | 20 | 22 | 22 | 20 | 22 | 22  | 22  | 22  | 22  | 22  |

①の平均利用者数 →  $10人 \times 90\% = 9人$

R6年6月の時点②の平均利用者数 →  $312人 \div 124日 = 2.6人$

R6年7月の時点②の平均利用者数 →  $380人 \div 126日 = 3.1人$

小数点第2位切り上げ

SHELL CITY

③開設から1年以上で、同一年度の4月から3月実績のない  
事業所 →直近12か月の平均を平均利用者数とします

④同一年度の4月から3月の実績がある事業所  
→前年度4月から3月の平均を平均利用者数とします

例

R5.12.1開所の事業所 定員10人

|       | 12月 | 1月 | 2月 | 3月 | 4月 | 5月 | 6月 | 7月  | 8月  | 9月  | 10月 | 11月 |
|-------|-----|----|----|----|----|----|----|-----|-----|-----|-----|-----|
| 総利用者数 | 20  | 40 | 40 | 66 | 66 | 80 | 88 | 110 | 110 | 110 | 136 | 136 |
| 総開所日数 | 20  | 20 | 20 | 22 | 22 | 20 | 22 | 22  | 22  | 22  | 22  | 22  |

|       | 12月 | 1月  | 2月  | 3月  | 4月  | 5月  | 6月  | 7月  | 8月  | 9月  | 10月 | 11月 |
|-------|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|
| 総利用者数 | 136 | 136 | 140 | 154 | 154 | 160 | 176 | 198 | 220 | 220 | 220 | 220 |
| 総開所日数 | 20  | 20  | 20  | 22  | 22  | 20  | 22  | 22  | 22  | 22  | 22  | 22  |

R7年1月時点③の平均利用者数 →  $1,118人 \div 256日 = 4.4人$

R7年4月時点④の平均利用者数 →  $1,402人 \div 256日 = 5.5人$

# 平均利用者数で確認する基準の例

## 共同生活援助 人員配置

|                     |        |
|---------------------|--------|
| 共同生活援助サービス費( I )    | 4 : 1  |
| 平均利用者数(ex:直近12か月平均) | 3. 2人  |
| 必要な世話人の常勤換算         | 0. 8以上 |

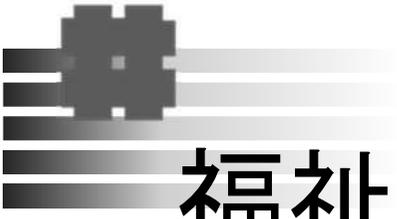
## 共同生活援助 夜間支援体制対象者数

小数点第2位切り上げし、  
小数点第1位を四捨五入

|                    |           |
|--------------------|-----------|
| 平均利用者数(ex:直近6か月平均) | 2. 49人→3人 |
|--------------------|-----------|

従業者の休暇取得状況等によっては、基準を満たさなくなる  
ことがあります。

毎月確認が必要ですので、ご注意ください。



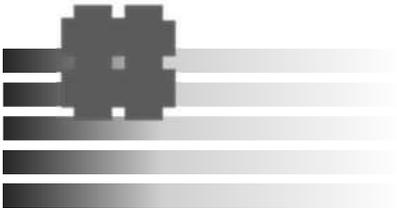
# 福祉専門職員配置等加算について

福祉専門職員配置等加算は、

- ・資格保有者(介護福祉士、社会福祉士等)
- ・常勤職員
- ・勤続3年以上の常勤職員

の割合によって区分Ⅰ～Ⅲが変わります。

届出をした月以降も、区分の要件を満たしているか毎月確認し、要件を満たさない、あるいは区分が変わる場合は届出てください。



# 福祉・介護職員処遇改善加算等について

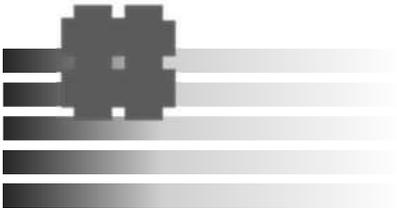
## ＜実地指導でよくある指摘事項＞

計画書の内容を雇用する全ての職員に対して周知しているか。

→口頭だけではなく、周知していることが客観的にわかる記録を残してください。会議録、周知文書等を実地指導で確認します。

研修計画を立てているか(キャリアパス要件Ⅱ)

福祉・介護職員の職務内容等を踏まえ、福祉・介護職員と意見を交換しながら、資質向上の目標及び具体的な計画を策定し、計画に係る研修の実施又は研修の機会を確保してください。



[注意事項]

- ・特定処遇改善加算Ⅰの配置等要件である福祉専門職員配置等加算や特定事業所加算が算定できなくなったときには必ず計画の変更を届け出てください。

- ・処遇改善加算や特定処遇改善加算を算定する場合は、算定予定も含めて障害福祉サービス等情報公表システム(WAM NET)に記載、申請をしてください。「サービス内容に関する事項」の中に、算定の有無、職場環境等の要件の有無を選択する箇所があります。